

(仮称) 狛江市子育て・教育支援  
複合施設整備全体構想

平成 30 年 3 月

## 目 次

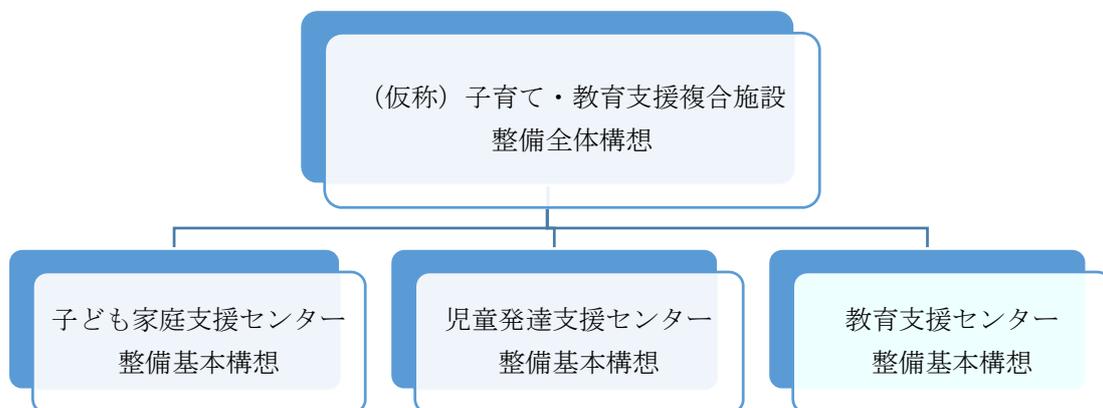
|     |                               |    |
|-----|-------------------------------|----|
| I   | (仮称)子育て・教育支援複合施設整備全体構想の策定について | 1  |
| II  | 市の現状と課題                       | 2  |
| 1   | 市の取組状況                        | 2  |
| 2   | 課題                            | 3  |
| 3   | 複合施設の整備                       | 4  |
| III | 複合施設の考え方                      | 5  |
| 1   | 設置の目的                         | 5  |
| 2   | 運営方法                          | 5  |
| 3   | 各施設の機能                        | 7  |
| 4   | 各施設の諸室・フロア構成                  | 11 |
| 5   | 管理運営体制                        | 12 |
| 6   | 整備スケジュール                      | 13 |
| 7   | 配置図・平面図                       | 14 |
| 8   | 参考資料                          | 18 |

## I (仮称) 子育て・教育支援複合施設整備全体構想の策定について

狛江市では、(仮称) 子育て・教育支援複合施設の新設を主要な取組みの一つとする狛江市公共施設整備計画(平成28年度ローリング版)を、平成29年1月に策定しました。(仮称) 子育て・教育支援複合施設の新設にあたっては、教育研究所を建て替えて整備することとし、この複合施設には、既存の子ども家庭支援センター、教育研究所(以下統合後の名称は「教育支援センター」という。)に加えて新設予定の児童発達支援センターの3つの機能を統合し、福祉・子育て・教育が一体となって子どもの育ちや発達を総合的かつ継続的に支援するための機能を有する施設を整備することとしました。

この全体構想は、子ども家庭支援センター・児童発達支援センター・教育支援センターの各施設や関係機関との連携のもと、子どもの成長過程に応じた切れ目のない適切な支援を提供するために、子ども家庭支援センター・児童発達支援センター・教育支援センターを総括する全体構想として、その機能や運営方法、各施設間における連携や各施設の配置、整備スケジュール等の基本的な考え方を示すものとして策定するものです。

また、この全体構想をもとに各施設の基本構想を別途策定することにより、各施設の機能や管理運営体制等について、より具体的に示していくこととします。



## Ⅱ 市の現状と課題

### 1 市の取組状況

#### (1) 子どもの育ち・発達の支援に関する事業の実施状況

これまで狛江市では、子どもの育ちや発達の支援について、福祉・保健・子育て・教育の各分野にわたり、乳幼児期から学齢期にかけて様々な取組みを行っています。これらの取組みは、あいとぴあセンター、子ども家庭支援センター、教育研究所といった子どもに関わる公共施設において以下のとおり実施しているほか、子どもたちが日常的に生活、活動する保育園等・幼稚園、小中学校、学童クラブへの巡回相談等の実施、市の各担当部署による事業等も行っています。

##### ① あいとぴあセンター

発達健診、経過観察健診、ことばの相談、子どもの相談（心理経過観察）、心理相談、健診後フォロー（いるかグループ、くじらグループ）、児童発達支援事業所（あいとぴあ子ども発達教室ぱる）など

##### ② 子ども家庭支援センター

児童相談（発達相談、児童虐待相談等）、子育てひろばでの相談など

##### ③ 教育研究所

専門教育相談員による相談（来所相談、訪問相談）、スクールソーシャルワーカーの配置、適応指導教室、教職員の研修など

#### (2) 施設整備の検討状況

一方「狛江市後期基本計画」において「発達障がいに関する総合的な支援体制の構築に向け、発達支援センターの設置に向けた検討・調整を進める」こととするとともに、「狛江市公共施設整備計画（平成 24 年 11 月）」において、発達障がいに関する支援体制の構築を図り、ニーズの増加、多様化に対応するため「児童発達支援センター」の整備を検討することとしました。また、子ども家庭支援センターを狛江駅前仮園舎の場所に移転し、子育て支援の充実を図ることとしました。

しかし、市の人口が 8 万人を超え、人口増に伴う行政需要の変化、特に子育て世代に対応した施設整備の充実が求められる状況から、「狛江市公共施設整備計画（平成 28 年度ローリング版）」を策定し、子育てや教育支援の複合施設を整備することを決定しました。このことにより、当初予定していた子ども家庭支援センターの狛江駅前仮園舎への移転から複合施設への統合に計画を変更しました。

以上の状況を踏まえ、平成 29 年度に関係各課で構成する狛江市子育て・教育支援複合施設整備庁内検討委員会を設置し、他自治体への視察や関係団体等への意見聴取等を経ながら、複合施設に必要な機能や設備等について議論を重ねました。

## 2 課題

現状の取組みに対しては以下のような課題が考えられ、これらを解消する必要があります。

### (1) わかりやすく、つながりやすい相談窓口の必要性

子どもの育ちや発達、虐待、いじめ、不登校、経済的な問題など様々な不安や悩みを抱える子どもや家族・保護者にきめ細かに対応するため福祉、子育て、教育のそれぞれが相談窓口を開設してきましたが、多様な相談窓口が多くあり、家族・保護者がどこに相談したらよいか戸惑うことがあります。そのため、わかりやすく、利用しやすい窓口が必要です。また、発達支援を行っている機関・施設や、発達支援に関する相談窓口に向かうことに抵抗を感じ、保育園等から相談をすすめても躊躇（ちゅうちよ）してしまう家族・保護者が多く存在します。漏れのない支援や早期発見・対応につなげるためにも、日常の遊び等の場から相談につなげていく等、気軽に、周囲を気にせず相談できるような環境をつくることが重要です。

### (2) 切れ目のない相談支援体制の必要性

小学校への入学時等、ライフステージの変わり目において支援が途切れてしまうことも多く見られるため、支援を途切れさせないための仕組みが必要です。

### (3) 有機的な情報共有と主体間の連携

現在は、各施設（主体）において個別に支援を行っていますが、各施設（主体）が有する子どもや家族・保護者からの相談や発達支援に関する情報を集約し、蓄積する場所がありません。これにより、それぞれが保有している情報に差があるため対応が異なってしまうことや、各施設（主体）間の連携がうまく取れないこと、また、利用したい施設（主体）ごとに家族・保護者が別々に手続きを行う必要が生じること等、円滑で継続した支援の妨げとなっています。そのため、連携を着実に行うことは容易ではありませんが、相互に必要な情報を共有し、有機的に連携する必要があります。

### (4) 総合的かつ中心的な拠点の必要性

上記のような課題を解消するためには、地域での子育てを支え、子どもの育ちや発達、学びを支援する中心的な機能を持つ拠点が重要です。また、これらの課題は関連する機能や施設と十分な連携ができてはじめて解消されるものです。そのため、整備にあたっては、密接に関連する機能や施設と一体で整備する必要があります。

### 3 複合施設の整備

こうした市の現状を踏まえ、それぞれの課題を解消するための一体化した施設を整備します。整備にあたっては市の財政事情を考慮し、立地条件等を加味し、現在の教育研究所を建て替えて新たに施設を建設することとしました。

このことを踏まえ、地域での子育てを支え、子どもの育ちや発達、学びを支援する拠点として、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育研究所が一体となった「(仮称)子育て・教育支援複合施設」を整備します。課題の解消に必要な機能や体制を備えることで、支援を必要とするすべての子どもと家族・保護者が、ライフステージや発達の程度にかかわらず、誰でも利用しやすく、一貫した切れ目のない支援を効果的・効率的・円滑に受けられるようにします。

### Ⅲ 複合施設の考え方

#### 1 設置の目的

この施設は、子どもやその家族の居場所、交流の場として開放し、安心して子育てできる環境づくりに寄与するとともに、発達に支援が必要な子どもを早期に発見し、個人の成長に合わせた切れ目なく、垣根のない支援を行い、自立した生活や社会参加を目指す施設です。あわせて、子どもの育ちや発達、虐待、いじめ、不登校、経済的な問題など子育てに不安を持つ家族・保護者を支え、その精神的負担の軽減や不登校児童・生徒への対応等、総合的な支援の拠点となる施設です。

#### 2 運営方法

##### (1) 事業運営：4つの視点

この施設は、次の4つの視点から個人の状態や家庭の状況等それぞれの事情に応じて、適切に対応します。

##### ① きづく

いち早く子どもの特性や家族・保護者が抱える不安や悩みに気づき、家族・保護者への声かけ・働きかけをします。

##### ② よりそう

子どもや家族・保護者の様子を見守りながら、家族・保護者や本人との相談、対話を通じて、不安を持つ本人や家族・保護者の負担を和らげます。

##### ③ ささえる

さらに一歩踏み込んで、育児サービスの提供や、通所事業、専門指導等を通じて、それぞれの子どもや家族・保護者のニーズに合った支援を行います。

##### ④ つなぐ

発達支援をはじめ子育てに関する相談の敷居を下げることで、相談者と「つながるきっかけ」の場とするほか、ライフステージに応じて一貫して対応するための「縦のつながり」、福祉・子育て・教育といった部門を超えた「横のつながり」で支援します。また、子ども同士、家族・保護者同士が集い、交流する「つながる」場としての役割や、この施設で対応しきれない支援について、外部の機関等へ「つなぐ」役割も担います。

##### (2) 施設運営：4つの一体化

複合施設という特性を最大限に活かし、次の4つの面から一体化を図り、効果的、効率的な施設運営を行います。

##### ① 行政部門の一体化

福祉・子育て・教育部門が一体となって、相互に連携しながら継続的・専門的・総

合的な支援を実施します。

## ② 諸室・設備の一体化

一つの施設に各部門が同居することによるメリットを活かし、対応・連携の迅速化・円滑化や、諸室や設備の共用等による効率化等を図ります。

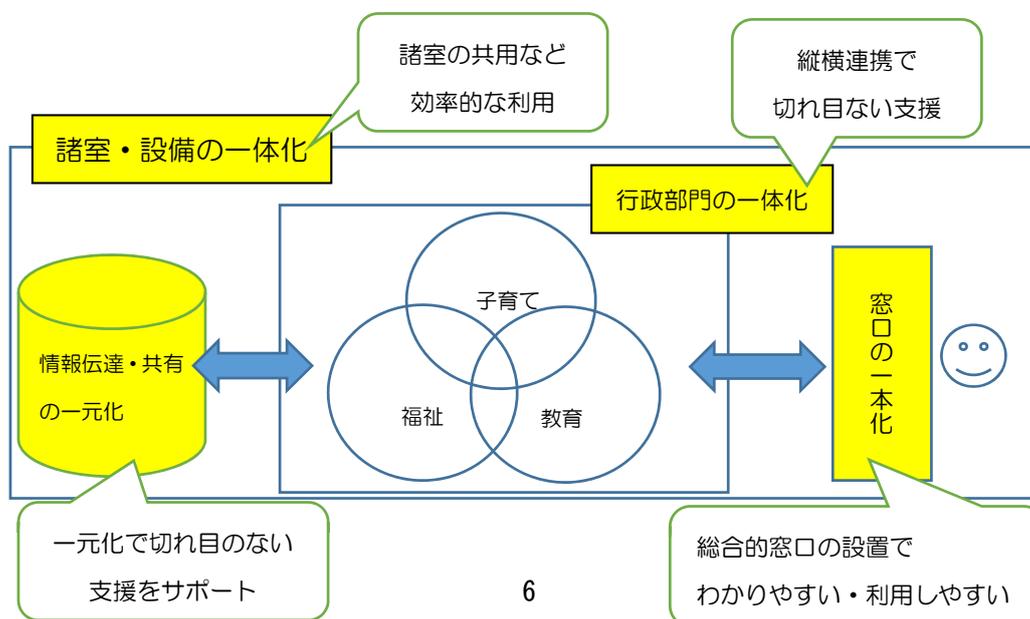
## ③ 窓口の一本化

来所者にとってわかりやすく利用しやすい施設となるよう、いつでも気軽に相談できる環境を整えた総合的な窓口を設置します。ここで相談や実施事業の案内等に対応するとともに、より深い関わりが必要な相談や専門的な相談については、その内容に応じて各センターや外部の機関等へ適切につなぎます。

## ④ 情報伝達・共有の一元化

保護者や本人の同意を受ける等、狛江市個人情報保護条例に基づく適切な管理のもと、子どもや家族・保護者からの相談や発達支援情報等を伝達・共有する際のルールを定めて一元化・共有化することで、福祉・子育て・教育部門で適切に役割を分担しながら切れ目のない支援につなげます。情報の伝達・共有にあたっては、取り扱う内容が高度なプライバシーに関わるものであることから、漏えい等の確実な防止を図ります。そのうえで、利用者に係るデータを一元管理し、各センターが情報を閲覧、追記、更新、修正等ができるような運用とすることで、利用者の負担軽減や効率的な業務の運営、職員間・センター間の円滑な情報共有を図ります。運用の具体的な方法については、それぞれのセンターがどのような情報を扱うか、個々の情報がどのような流れで伝達・共有されるのか等を集約・整理したうえで、より適正で効率的なものとなるようにします。

### ※ 4つの一体化コンセプトイメージ



### 3 各施設の機能

この施設は、新たに設置する児童発達支援センターの機能及びこれと密接に連携・リンクする子ども家庭支援センターや教育研究所がもともと有する既存の機能を保持しながら、必要な機能を新たに追加・拡充するものです。一方で、限られた敷地の中で、有機的な連携を図りながら各機能を最大限発揮させることが求められます。そのため、限られたスペースを有効に活用できるよう、施設の目的や4つの視点を基にコアとなる機能を定め、効率面も考慮したうえで、各機能（センター）の所掌範囲を設定します。その設定の中で、賄いきれない、また、十分な対応が難しい機能については、外部の機関、施設等にしっかりとつなぎ、切れ目のない支援となるようにします。あわせて、個々のプライバシーを尊重した出入口や動線に配慮するとともに、気軽に相談しやすい環境づくりに努めます。

なお、教育研究所については、従来の研究所としての機能に加え、児童・生徒への発達支援等の主要な機能を新たに付加するため、名称を「教育支援センター」とします。

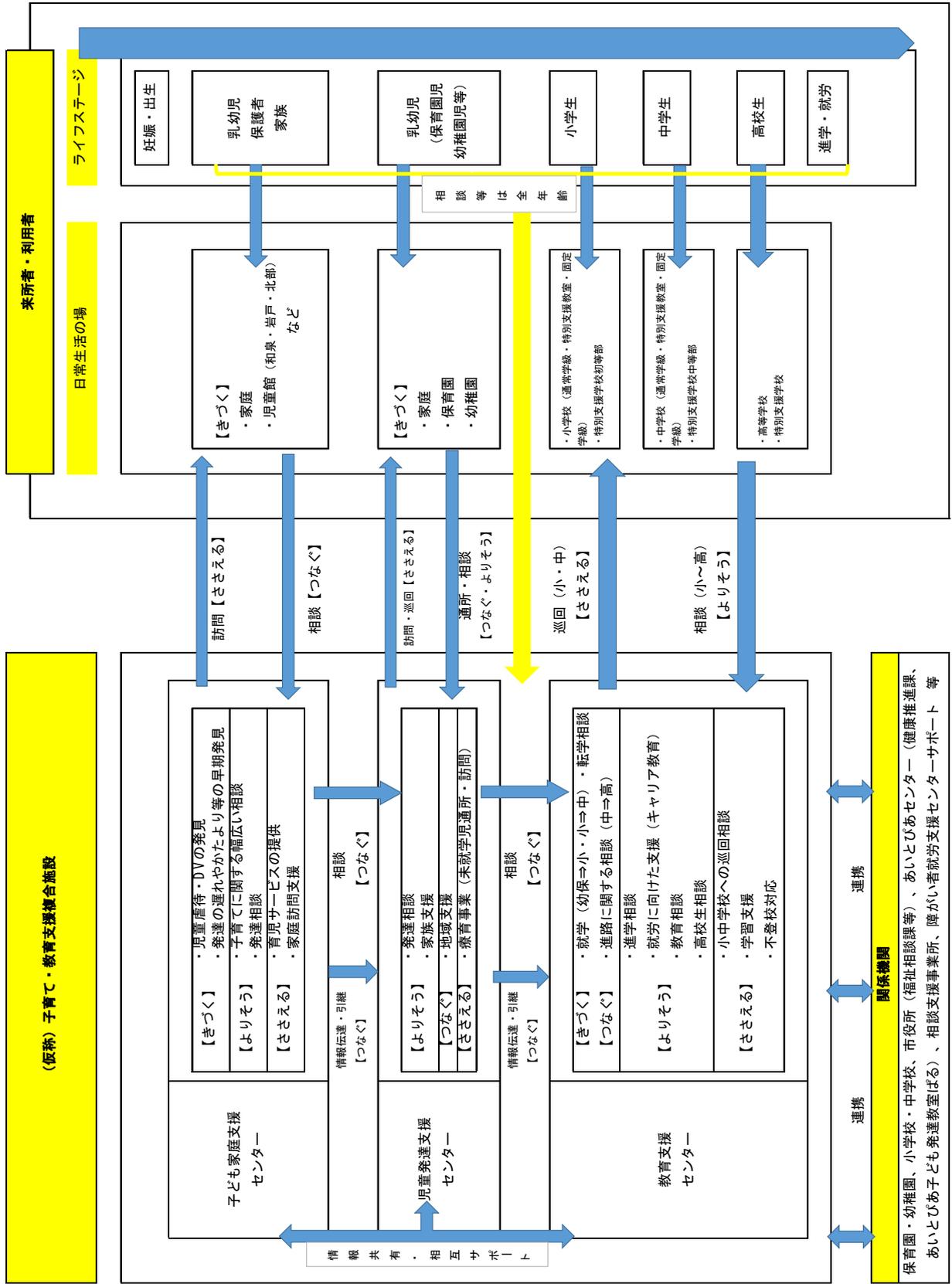
#### (1) 複合施設のコアとなる機能

- ・子ども、家族・保護者に対する幅広い相談機能
- ・初めての利用でも来所者がわかりやすく、親しみやすくするための受付機能
- ・利用者の支援情報等の共有、相互利用

#### (2) 各センターのコアとなる機能

- ・居場所・交流の場としての機能
- ・支援の必要な子どもを早期に発見する機能
- ・支援の必要な子どもたちが社会的に自立した生活を送れるよう支援する機能

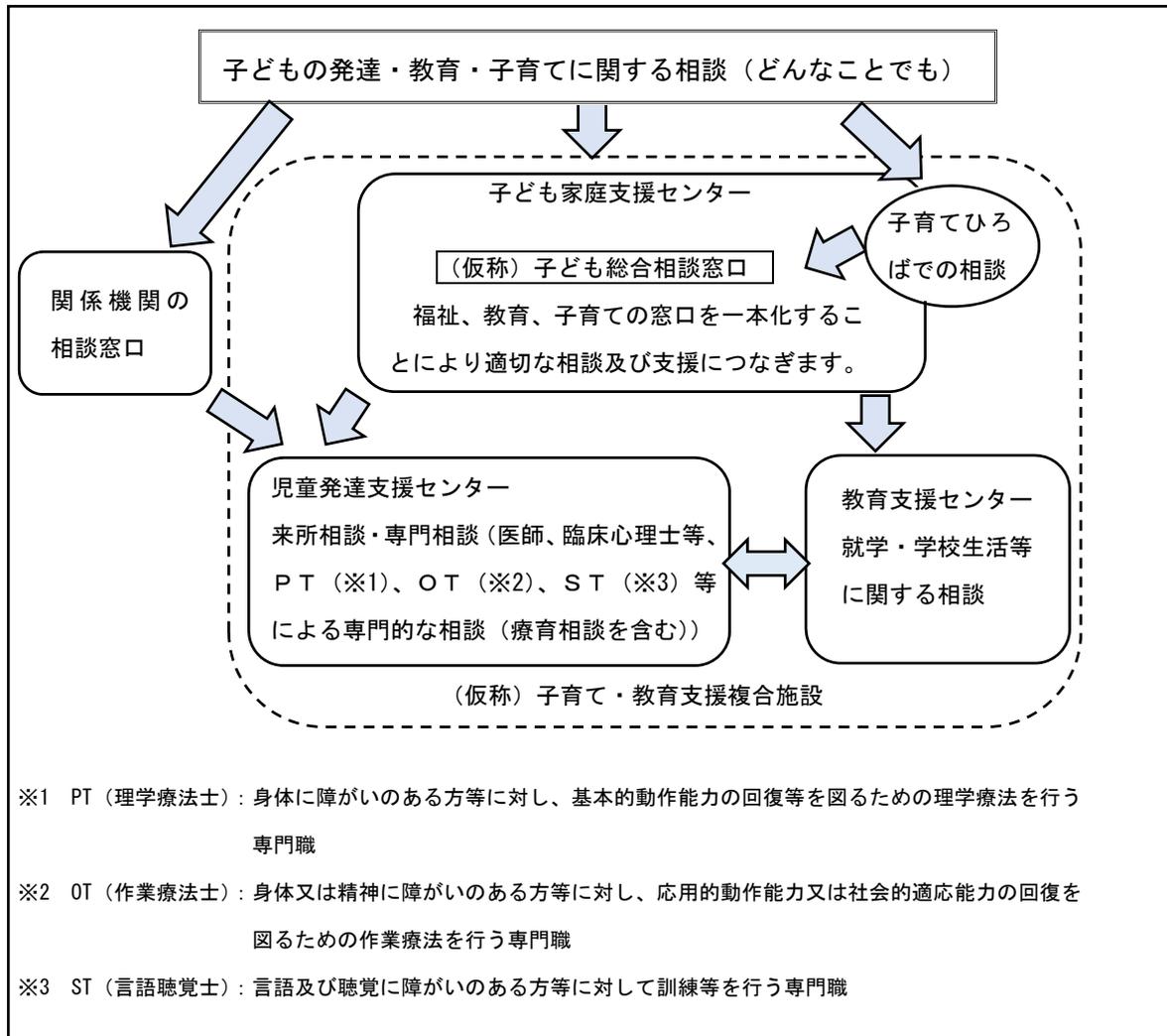
※コンセプトイメージ【連携図】



※コンサフアイメージ【各施設別の運用】

| 施設          | 施設の視点            | 機能  | 内容  |
|-------------|------------------|---|---|
| 子ども家庭支援センター | きづく              | ・児童虐待・DVの発見   | 通告対応、実情の把握、情報提供、相談等への対応、関係機関との連絡・調整を行う。   |
|             | よりそう             | ・発達の違いやかたより等の早期発見   | 子育てひろばや子育て相談等から発達の遅れやかたよりの気づき・発見につなげる。  |
|             |                  | ・子育てに関する幅広い相談   | 身近な相談機関として、子どもと家庭に関するあらゆる相談に対応する。   |
|             |                  | ・発達相談   | 発達に課題や特性がある子どもを持つ保護者に気づきを与え、専門的な相談に前向きにつながるための相談を行う。  |
| 児童発達支援センター  | ささえる             | ・育児サービスの提供  | 一時保育等の子ども家庭在宅サービスの提供・調整、ファミリー・サポート事業を実施する。  |
|             | よりそう             | ・家庭訪問支援   | 子どもの健全な成長のために支援が必要な家族を訪問し、支援を行う。  |
|             |                  | ・発達相談   | 専門的な職員を配置し、当事者、家族及び関係機関からの相談に応じる。また、必要に応じてアウトリーチや支援機関へのつなぎ等も行い、出生から、進学、就労に向け、ライフステージに合わせた切れ目のない支援を行う。 |
|             |                  | ・家族支援   | 親と子のかかわり方を学ぶ機会や親同士のつながりを強める機会づくり等、家族を支援する取組みを行う。  |
| つなぐ         | ・地域支援            | 地域の発達支援関連施設等への助言や研修等により専門的支援のノウハウを提供し、支援のネットワークを強めていくことにより地域の療育力の向上を図る。   |   |
| ささえる        | ・療育事業（未就学児通所・訪問） | 障がいや発達に遅れやかたよりのある未就学児に対し、生活動作や身体機能、他者との関わり等について個別・集団でのプログラムを行う通所サービス「児童発達支援事業（集団・個別）」、「障害福祉サービス」のマネジメント等の支援を行う「障害児相談支援事業」、保育園、幼稚園、学校等へ訪問し、個別の支援を行う「保育所等訪問支援」等を実施する。 |   |
| 教育支援センター    | きづく・つなぐ          | ・就学（幼保⇒小・小⇒中）・転学相談  | 就学前児童・小学生・保護者の就学・転学相談に応じる。  |
|             | よりそう             | ・進路に関する相談（中⇒高）  |   |
|             |                  | ・進路相談   | キャリア教育の一環として、進路・進学・就労等の相談に応じる。  |
|             |                  | ・就労に向けた支援（キャリア教育）   |   |
| ささえる        | ・教育相談            | 児童生徒・保護者の悩み等の相談に応じる。  |   |
|             | ・高校生相談           | 生徒・保護者の悩み等の相談に応じる。  |   |
|             | ・小中学校への巡回相談      | 専門チームが学校を訪問し、児童生徒・保護者・学校関係者を対象とした相談に応じ、助言・支援等を行う。   |   |
|             | ・学習支援            | 学習に遅れがある児童生徒等への指導・支援等を行う。   |   |
|             | ・不登校対応           | 様々な活動を通して他者との人間関係づくりを学ぶとともに、一斉・個別学習により学校復帰を目指す。   |   |

※（仮称）子育て・教育支援複合施設での相談の流れ



#### 4 各施設の諸室・フロア構成

##### (1) 各施設の諸室と配置

※13 ページ～「配置図・平面図」を参照

##### (2) 主なフロア構成

- 1階：子ども家庭支援センター、総合事務室・総合的な窓口
- 2階：児童発達支援センター
- 3階：教育支援センター（教育研究所）

#### ※コンセプトイメージ（設備面）

| 施設         | つなぐ<br>(共用スペース)   | ささえる<br>(専用スペース)   | きづく・よりそう<br>(共用スペース)                                   |
|------------|---|--|--|
| 子ども家庭センター  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てひろば</li> <li>・子育てひろば2</li> <li>・グループ活動室・講座室</li> <li>・多目的室</li> </ul>                           |  |
| 児童発達支援センター | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合窓口</li> <li>・総合事務室</li> <li>・待合・交流スペース</li> <li>・会議室</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・P T O T室</li> <li>・通所指導室</li> <li>・プレイルーム</li> <li>・医務室・リソース室</li> <li>・支援スタッフルーム</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談室</li> </ul> |
| 教育支援センター   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援スタッフルーム</li> <li>・適応指導教室（ゆうゆう教室）1</li> <li>・適応指導教室（ゆうゆう教室）2<br/>(防音)</li> <li>・プレイルーム</li> </ul> |  |

| 施設の視点    | 諸室名称   | 機能   |
|----------|--|--|
| つなぐ      | 総合窓口   | ・総合受付を共有することにより利用者の利便性に配慮する。   |
|          | 総合事務室  | ・スタッフの事務室を共有することにより情報交換・共有が行え、互いのサポート、引継ぎをスムーズにする。   |
|          | 待合・交流スペース  | ・スペースを設けることにより、保護者同士などが気軽に交流できる場とする。   |
|          | 会議室  | ・講座、研修、会議、屋内イベントなど、必要に応じてフレキシブルに使用できる。   |
| ささえる     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てひろば</li> <li>・子育てひろば2</li> <li>・グループ活動室・講座室</li> <li>・多目的室</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の機能の独自性、独立性に配慮し、動線の配慮や区画によるプライバシーの確保などを行いながら必要なスペースを確保する。</li> </ul>   |
|          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援スタッフルーム</li> <li>・P T O T室</li> <li>・通所指導室</li> <li>・プレイルーム</li> <li>・医務室・静養室</li> </ul>         |  |
|          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援スタッフルーム</li> <li>・適応指導教室（ゆうゆう教室）1</li> <li>・適応指導教室（ゆうゆう教室）2<br/>(防音)</li> <li>・プレイルーム</li> </ul> |  |
|          |  |  |
| きづく・よりそう | 相談室  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談室は各施設とも需要が多く、多くの数を必要とするが、必要とされる時間帯も違うことから共有しながら有効活用する。</li> <li>・小規模な会議、医師の診察等、部屋の大きさに合わせて多様に使用できる。</li> </ul> |

## 5 管理運営体制

この施設は、大きく3つの機能（センター）を備えた複合施設であるため、それぞれのセンターごとに運営主体を配置し、各運営主体がそれぞれの機能（センター）を最大限に発揮しながら、常に相互に連携・協力していく必要があります。これらを踏まえ、以下のとおり各施設の運営に対する考え方を整理します。

### （1）統括的な管理・運営

基本的に、この施設は複数の主体が一つの施設の中で、それぞれの機能（センター）を運営しますが、子どもと子育て家庭を総合的に支え、市の複合施設としての設置目的を実現し、施設運営に係る4つの一体化を着実、円滑に進めるためには、本施設を統括する立場が必要です。施設管理面についても、一括して管理するほうが効率的であることから、施設を統括管理する市職員を配置し、各主体間の調整や施設の一括管理等の役割を担います。

### （2）連携の総合的な推進

複合施設を統括する市職員は、全体を把握しながら、各センター間の連携を総合的に推進する役割を担います。統括する職員の業務内容及び連携を総合的に推進するための詳細については、今後検討することとします。

### （3）各センターの管理・運営

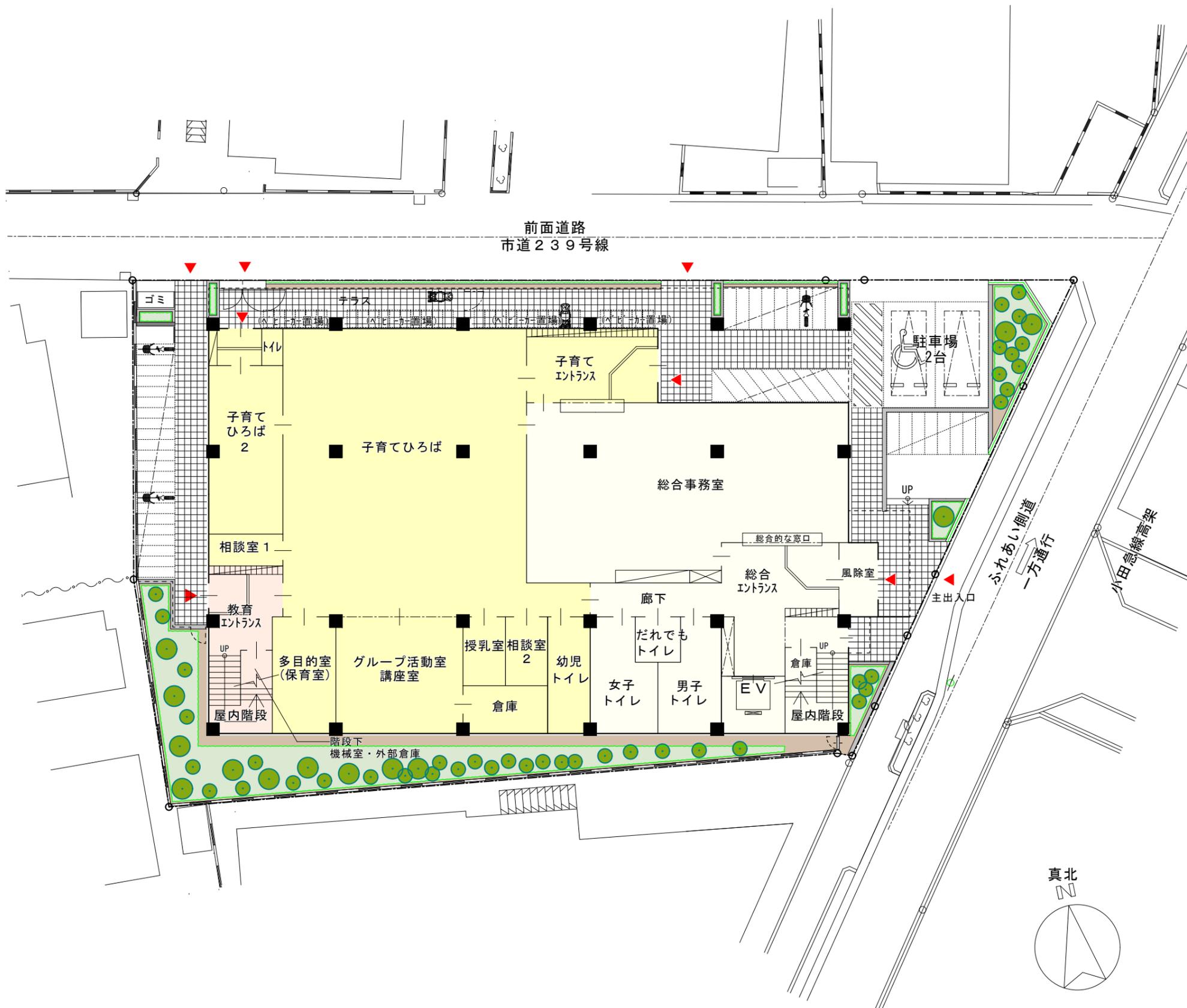
各センターにおける管理運営形態については、各センターの業務の性質や特性等を踏まえるとともに、これまでの管理運営形態も考慮しながら、それぞれのセンターごとに設定していきます。

## 6 整備スケジュール

| 年度   | 月   | (仮称)子育て・教育<br>支援複合施設  | 子ども家庭支援センター       | 児童発達支援センター  | 教育研究所       |  |
|------|-----|---|-------------------|---|-------------|--|
| 29年度 | 3月  |   | 岩戸児童センター<br>2階で運営 |   | 教育研究所で運営    |  |
| 30年度 | 4月  | 実施設計  | ●                 |   |             |  |
|      | 5月  |   |                   |   |             |  |
|      | 6月  |   |                   |   |             |  |
|      | 7月  |   |                   | 引越し   |             |  |
|      | 8月  |   |                   |   |             |  |
|      | 9月  |   |                   |   |             |  |
|      | 10月 |   |                   |   |             |  |
|      | 11月 |   |                   |   |             |  |
|      | 12月 |   |                   |   |             |  |
|      | 1月  |   |                   | 引越し   |             |  |
|      | 2月  | 現<br>教<br>育<br>研<br>究<br>所<br>解<br>体<br>・<br>複<br>合<br>施<br>設<br>新<br>築<br>工<br>事 | ●                 | あ<br>い<br>と<br>び<br>あ<br>セ<br>ン<br>タ<br>ー<br>内<br>で<br>運<br>営 | 仮<br>施<br>設 |  |
|      | 3月  |   |                   |   |             |  |
| 4月   |     |   |                   |   |             |  |
| 5月   |     |   |                   |   |             |  |
| 6月   |     |   |                   |   |             |  |
| 7月   |     |   |                   |   |             |  |
| 8月   |     |   |                   |   |             |  |
| 9月   |     |   |                   |   |             |  |
| 10月  |     |   |                   |   |             |  |
| 11月  |     |   |                   |   |             |  |
| 31年度 | 12月 |   |                   |   |             |  |
|      | 1月  |   |                   |   |             |  |
|      | 2月  | 完成・引渡し  | 引越し               |   | 引越し         |  |
|      | 3月  | 運営開始  |                   |   |             |  |

# 7 配置図・平面図

## 配置図兼1階平面図



### 敷地概要

|      |                    |
|------|--------------------|
| 計画地  | 東京都狛江市元和泉一丁目11番11  |
|      | 市街化区域              |
| 用途地域 | 第1種中高層住居専用地域       |
| 防火地域 | 準防火地域              |
| 高度地区 | 第2種高度地区<br>最高高さ25m |
| 建ぺい率 | 60%                |
| 容積率  | 200%               |

### 建物概要

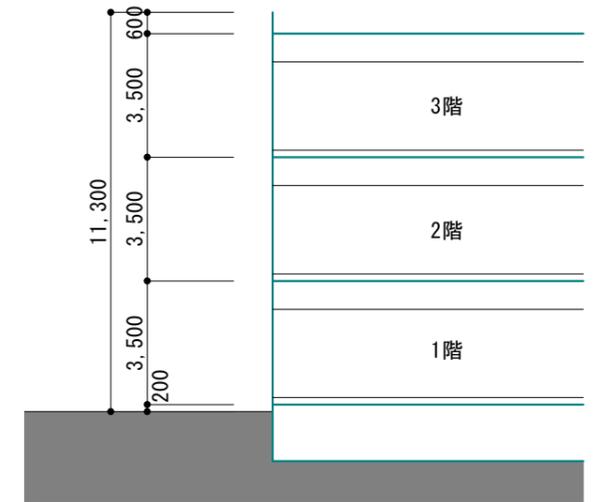
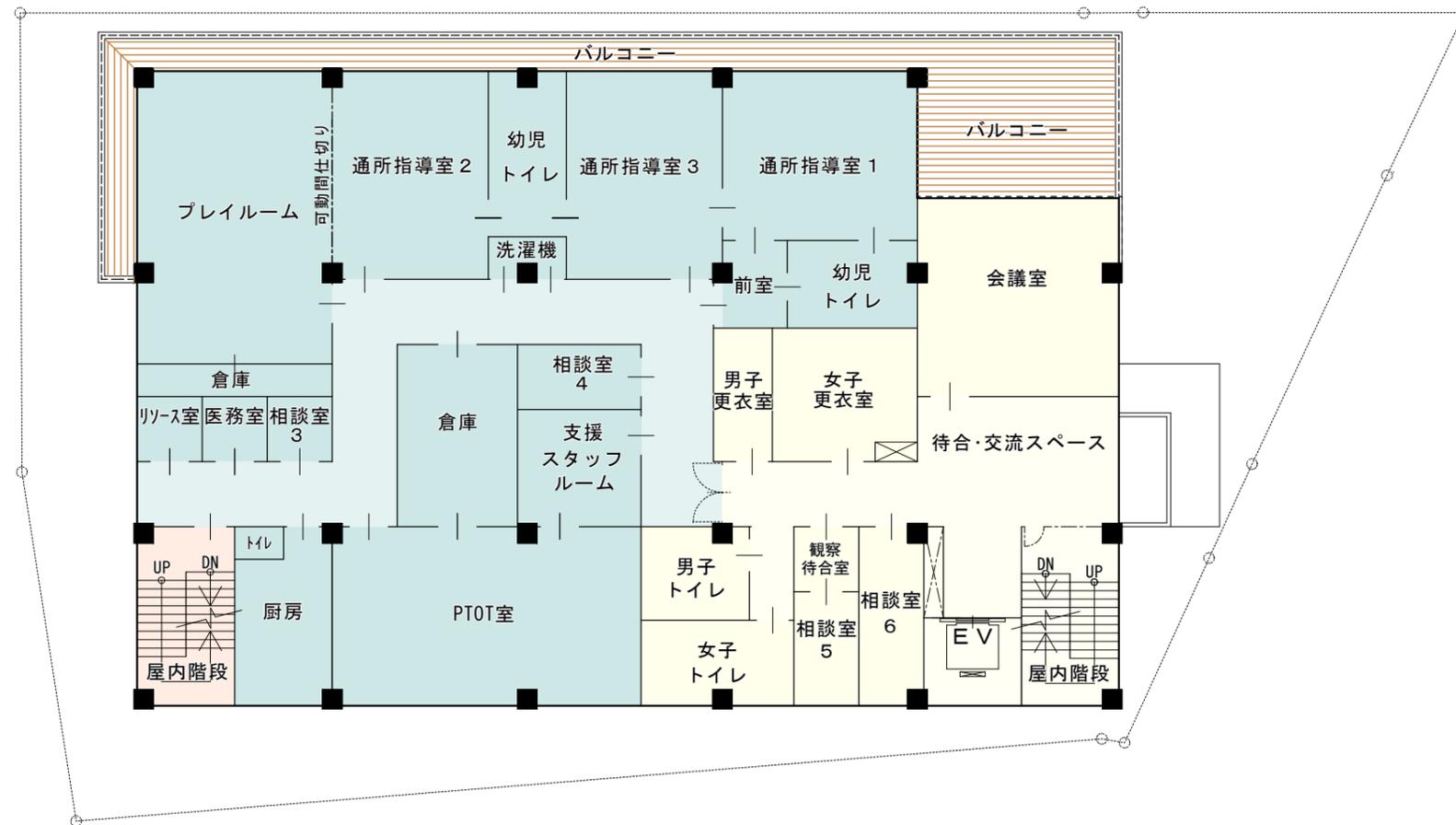
|      |                            |                          |
|------|----------------------------|--------------------------|
| 用途   | 複合施設<br>(児童厚生施設等)          |                          |
| 敷地面積 | 約 908 m <sup>2</sup>       |                          |
| 階数   | 地上3階                       |                          |
| 高さ   | 全体: 11.30 m                |                          |
| 建築面積 | 約 550 m <sup>2</sup>       |                          |
| 延べ面積 | 1F: 約 550 m <sup>2</sup>   | 2F: 約 565 m <sup>2</sup> |
|      | 3F: 約 408 m <sup>2</sup>   | PH: 約 35 m <sup>2</sup>  |
|      | 合計: 約 1,558 m <sup>2</sup> |                          |

※面積は駐車場、駐輪場、庇、ピロティーを除く

### 色分け凡例

- 施設・機能
- : 子ども家庭支援センター
  - : 児童発達支援センター
  - : 教育支援センター
- 共用部分
- : 共用部分

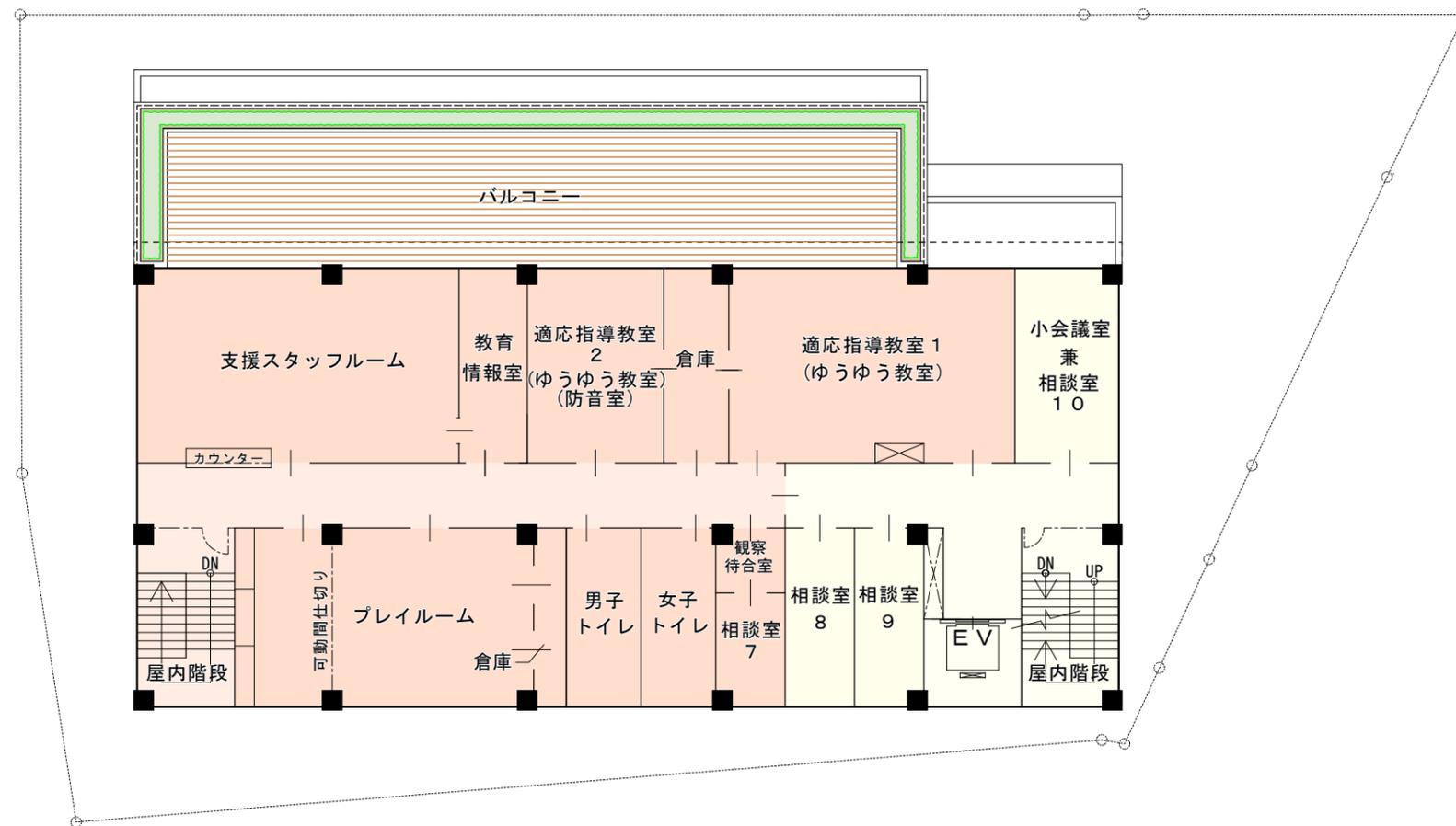
# 2階平面図



断面図 S=1/200

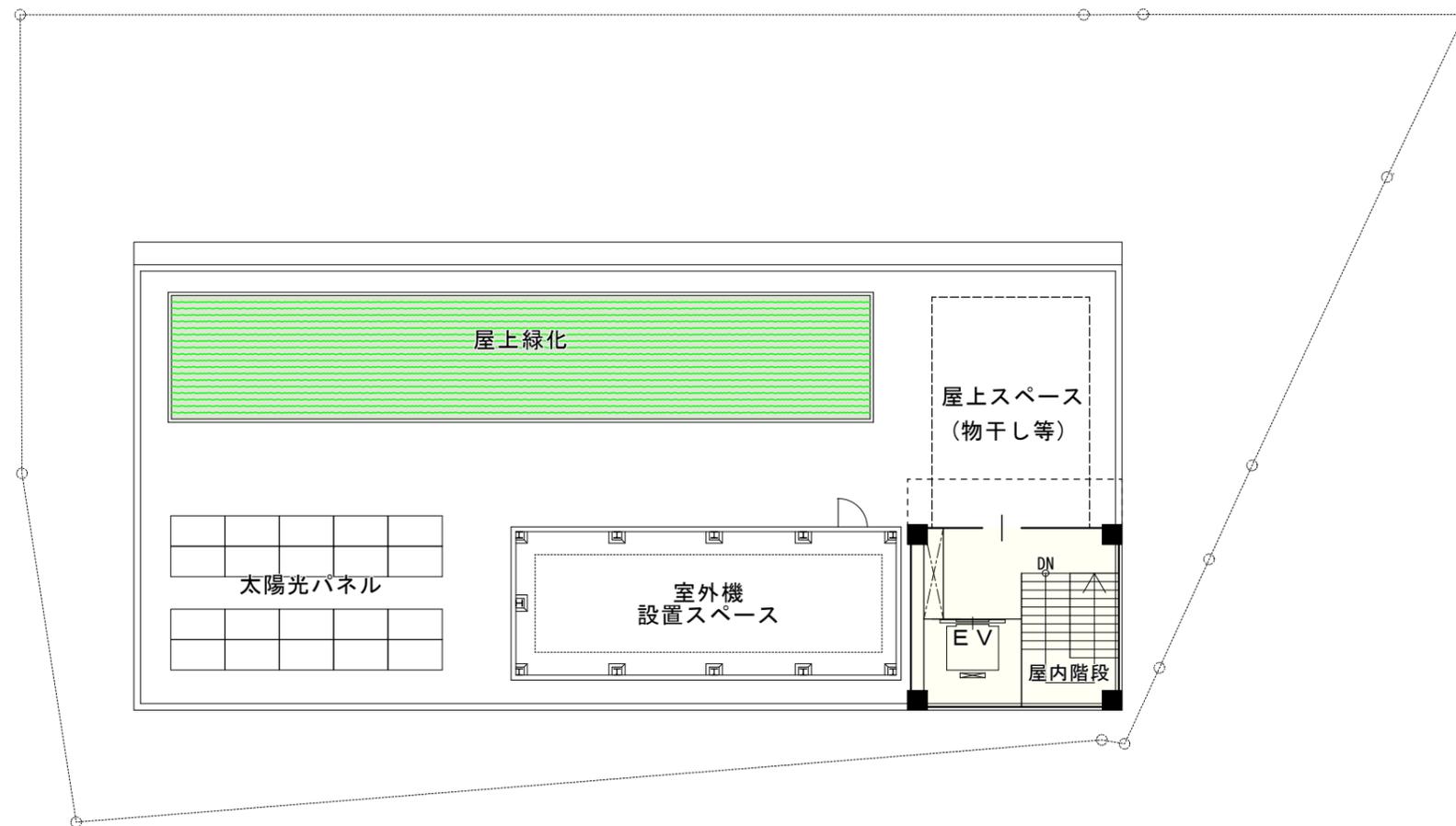
- 色分け凡例
- 施設・機能
- 子ども家庭支援センター
  - 児童発達支援センター
  - 教育支援センター
- 共用部分
- 共用部分

# 3階平面図



- 色分け凡例
- 施設・機能
- 子ども家庭支援センター
  - 児童発達支援センター
  - 教育支援センター
- 共用部分
- 共用部分

# R階平面図



- 色分け凡例
- 施設・機能
- 子ども家庭支援センター
  - 児童発達支援センター
  - 教育支援センター
- 共用部分
- 共用部分

## 8 参考資料

### (1) 狛江市子育て・教育支援複合施設整備庁内検討委員会開催状況

| 開催回 | 開催日         | 主な議題   |
|-----|-------------|--|
| 第1回 | 平成29年6月28日  | ■検討事項及びスケジュールについて<br>■計画概要及びコンセプトについて<br>■必要諸室について |
| 第2回 | 平成29年8月1日   | ■全体コンセプトについて<br>■レイアウトについて                         |
| 第3回 | 平成29年8月21日  | ■スケジュールについて<br>■全体コンセプトについて                        |
| 第4回 | 平成29年8月31日  | ■全体コンセプトについて<br>■必要諸室について                          |
| 第5回 | 平成29年11月13日 | ■全体構想について<br>■各センターの基本構想について                       |

(2) 狛江市子育て・教育支援複合施設整備庁内検討委員会委員名簿

|    | 部      | 課（役職）              | 氏名     | 備考            |
|----|--------|--------------------|--------|---------------|
| 1  | 企画財政部  | 政策室長               | 田部井 則人 | 委員長           |
| 2  |        | 政策室企画調整担当副主幹       | 浅井 信治  | 委員<br>(兼) 事務局 |
| 3  | 総務部    | 施設課長               | 岩渕 一夫  | 副委員長          |
| 4  |        | 施設課施設計画係長          | 小尾 幸雄  | 委員            |
| 5  | 福祉保健部  | 高齢障がい課長            | 浅見 文恵  | 委員            |
| 6  |        | 高齢障がい課障がい者支援係長     | 瀧川 直樹  | 委員            |
| 7  | 児童青少年部 | 子育て支援課長            | 白鳥 幹明  | 委員            |
| 8  |        | 子育て支援課長補佐（兼）企画支援係長 | 中村 貞夫  | 委員            |
| 9  | 教育部    | 教育部理事（兼）指導室長       | 柏原 聖子  | 委員            |
| 10 |        | 指導室指導教職員係長         | 山村 源   | 委員            |

(3) 要綱第5条第4項に規定する者

|   | 部     | 課（役職）  | 氏名    | 備考             |
|---|-------|--------|-------|----------------|
| 1 | 福祉保健部 | 福祉相談課長 | 小川 正美 | 要綱第5条第4項に規定する者 |
| 2 | 教育部   | 学校教育課長 | 宗像 秀樹 | 要綱第5条第4項に規定する者 |

#### (4) 関係例規

狛江市子育て・教育支援複合施設整備庁内検討委員会の設置及び運営に関する要綱

平成 29 年 5 月 12 日  
要綱第 79 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、狛江市子育て・教育支援複合施設を整備するにあたり必要な事項を検討するため、狛江市子育て・教育支援複合施設整備庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 狛江市子育て・教育支援複合施設を整備するにあたり必要な事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を各 1 人置く。

- 2 委員長は、政策室長をもって充て、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、企画財政部政策室において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第 3 条関係）

|                     |
|---------------------|
| 企画財政部政策室長           |
| 総務部施設課長             |
| 福祉保健部高齢障がい課長        |
| 児童青少年部子育て支援課長       |
| 教育部指導室長             |
| 企画財政部政策室企画調整担当副主幹   |
| 総務部施設課施設計画係長        |
| 福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係長 |
| 児童青少年部子育て支援課企画支援係長  |
| 教育部指導室指導教職員係長       |

(5) 構想案検討までの流れ

| 年度   | 月   | 子育て・教育支援<br>複合施設                       | 子ども家庭支援センター | 児童発達支援センター           | 教育支援センター | 視察  |
|------|-----|--|-------------|----------------------|----------|---|
| 28年度 | 1月  |  |             |                      |          | 日野市発達・教育支援センター「エール」<br>立川市子ども未来センター             |
|      | 2月  |  |             |                      |          |   |
|      | 3月  |  |             |                      |          |   |
| 29年度 | 4月  |  |             |                      |          |   |
|      | 5月  |  |             |                      |          |   |
|      | 6月  | 第1回庁内検討委員会                             |             |                      |          | 調布市教育会館<br>調布市子ども家庭支援センター「すこやか」<br>調布市子ども発達センター |
|      | 7月  |  |             |                      |          | 那須塩原市(那須塩原市発達支援システム)                            |
|      | 8月  | 第2回庁内検討委員会<br>第3回庁内検討委員会<br>第4回庁内検討委員会 | 子ども子育て会議    |                      |          |   |
|      | 9月  |  |             |                      |          |   |
|      | 10月 |  |             | 障がい小委員会<br>市民福祉推進委員会 |          | 小金井市児童発達支援センター「きらり」                             |
|      | 11月 | 第5回庁内検討委員会                             | 子ども子育て会議    | 子ども子育て会議             | 教育委員会    |   |

登録番号(刊行物番号)

H29-62

(仮称) 狛江市子育て・教育支援  
複合施設整備全体構想

平成30年3月発行

|      |  |
|------|--|
| 発行   | 狛江市  |
| 編集   | 企画財政部政策室・総務部施設課<br>狛江市和泉本町一丁目1番5号<br>電話 03 (3430) 1111 |
| 印刷   | 庁内印刷   |
| 頒布価格 | 30円  |